

練馬区告示第409号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定によって準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の者について、国民健康保険料に係る書類が送達不能のため公示送達する。

なお、納付義務者からその書類の請求があったときは、直ちに交付する。

令和8年8月6日

練馬区長 吉田 健一

記

1 納付義務者

- (1) 宇山 淳
- (2) 鈴木 健一

2 対象文書

- (1) 令和8年7月10日付け8練区収徴第22261号
- (2) 令和8年7月8日付け8練区収徴第21165号